

第327回（第21期第18回）隠岐海区漁業調整委員会議事録

日時：令和3年3月12日（金） 14：10～15：10

場所：隠岐郡隠岐の島町西町 漁業協同組合JFしまね西郷支所3階会議室

出席委員の氏名：前田 芳樹（1番）、吉田 篤司（4番）、葛西 清秀（5番）、濱田 利長（7番）、
（敬称略） 長府 吉信（8番）、福山 孝行（9番）、林 千枝子（10番）

欠席委員の氏名：佐々木 雅秀（2番）、升谷 健（3番）、亀谷 潔（6番）
（敬称略）

3 議題

1 開会

2 挨拶

3 議事

- (1) 島根県資源管理方針の変更について（諮問）
- (2) スルメイカ、クロマグロの知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）
- (3) 知事許可漁業の制限措置等及び許可の有効期間について（諮問）
 - ・令和3年度漁期小型いか釣漁業（県外船）
- (4) 島根県漁業調整規則の改正について（諮問）
- (5) 特定水産資源の漁獲可能量管理に係る助言、指導又は勧告に関する運用指針について（報告）
- (6) その他

4 開会

事務局長 開会宣言（出席委員の定足状況及び委員会の成立を報告）

5 挨拶

会長（議長 葛西委員） 挨拶（省略）

水産局長（為石 起司） 挨拶（省略）

事務局長 都合により議題5を3番目の議題に繰り上げる旨の説明

6 議事

議長（5番：葛西委員）による議事録署名者の指名

議事録署名者：9番 福山委員、10番 林委員

(1) 島根県資源管理方針の変更について（諮問）

議長（5番：葛西委員）

それでは、議題1の島根県資源管理方針の変更について、事務局から説明をお願いします。

事務局

島根県知事から諮問文が届いておりますので読み上げます。

～諮問文を朗読～

県庁水産課

- 漁業法改正に伴い、資源管理方針（以下、方針）に基づいた資源管理を行う。12月の海区を経て方針の策定を行ったが、今回は方針の変更を行う。
- 変更の内容は、方針の別紙にするめいかを追加するというもの。主な記載内容は以下の通り。
 - 大臣管理漁業を除く、島根県内に住所を持つ者が、するめいかを採捕する漁業を対象とする。
 - 管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させないこととする。
 - 漁獲可能量による管理以外に、漁獲隻数の上限を定め、漁獲努力量による管理も行う。

本方針の変更について当委員会で異議無い旨を答申いただければ、農林水産大臣に承認申請し、承認されれば、方針が変更され、県報へ登載する。

議長（5番：葛西委員）

何かご質問、ご意見ありますか。

7番：濱田委員

管理が必要なほど獲れば良いが。

議長（5番：葛西委員）

他に何かご質問、ご意見ありますか。

全委員

なし。

議長（5番：葛西委員）

それでは、特にないようですので、この諮問案件については異議ない旨答申させていただきます。

(2) スルメイカ、クロマグロの知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）

議長（5番：葛西委員）

議題2は諮問事項でございます。スルメイカ、クロマグロの知事管理漁獲可能量の設定について事務局から説明をお願いします。

事務局

島根県知事から諮問文が届いておりますので読み上げます。

～諮問文を朗読～

県庁水産課

するめいかについて

- 農林水産大臣から知事あてに、令和3管理年度のするめいか知事管理漁獲可能量の当初配分通知があった。
- 島根県への配分量は、「現行水準」で、基本シェア0.79%、目安量としては449tとなった。
- 本来の漁獲可能量設定の手法は、最新の資源評価に基づいた目標管理基準値を設定し、10年後にそれを達成できる漁獲シナリオを策定する。その後、パブリックコメントやステークホルダー会合を経て、TAC数量が決定される。
- しかしするめいかは単年性であり、現在の評価手法では、現実に即した資源評価は困難であり、関係国の漁獲実態が不透明であることから、令和3管理年度TACは、暫定的に令和2年と同じ57,000tとなった。

- T A Cの総量57,000 tを、過去3か年の漁獲実績に基づき、漁獲量の8割を構成する大臣管理漁業と都道府県管理漁業へ数量配分し、残り2割を構成する漁業の中で、漁獲実績が1 t以上漁業は「現行水準」とし、1 t未満の場合は「配分なし」とする。
- 「現行水準」の具体的な数量目安は、過去3か年の漁獲実績をもとに基本シェアを作成し、それにT A C総量を乗じて算出する。
- 島根県への割当449 tはあくまで目安数量なので、数量超過した場合は、漁獲努力量で管理を行う。

漁獲可能量の設定について当委員会でも異議無い旨を答申いただければ、農林水産大臣に承認申請し、承認されれば、方針を県報へ掲載する。

議長（5番：葛西委員）

何かご質問、ご意見ありますか。

全委員

なし。

議長（5番：葛西委員）

それでは、特にないようですので、くろまぐろ知事管理漁獲可能量について説明をお願いします。

県庁水産課

くろまぐろについて

- 農林水産大臣から知事あてに、令和3管理年度における、くろまぐろ知事管理漁獲可能量の当初配分通知があった。
- 令和3管理年度の数量は今年度と同様、小型魚78.5 t、大型魚23.3 t。
- 県内の漁業種類ごとの配分量は、過去の漁獲実績に基づき、小型魚は、定置漁業20.7 t、沿岸くろまぐろ漁業は54.5 t、その他の漁業0.8 tとし、留保枠を3%（2.5 t）とする。一方大型魚は定置漁業に22.1 t配分し、留保枠を5%（1.2 t）とする。
- 国から漁獲枠の追加配分があった場合は、一旦留保枠に加えた後、漁獲実績に基づき各漁業種類へ配分する。
- 数量の融通が成立した場合、該当の漁業種類・経営体の数量増減を行う。
- 留保枠の追加配分及び融通に伴う数量変更の方法は、迅速に配分できるように今回の海区であらかじめ決めておき、数量変更後、海区へ報告することとする。
- 来漁期もガイドラインを定めて、地域別や漁業種類別に数量を割り振る。ガイドラインの考え方は、これまでと大きく変わらない。
- 第6管理期間の採捕状況は、2月末現在、小型魚の消化率は、承認漁業の来遊が少なく隠岐52.3%、本土25.3%。定置漁業は、隠岐92.1%、本土87.7%。合計で49.5%を消化している。大型魚は54.5%を消化している。

漁獲可能量の設定について当委員会でも異議無い旨を答申いただければ、農林水産大臣に承認申請し、承認されれば、方針を県報へ掲載する。

議長（5番：葛西委員）

何かご質問、ご意見ありますか。

4番：吉田委員

隠岐地域の令和2年度の活魚枠と鮮魚枠はどれだけか。配分量全て漁獲したのか。

事務局

全ては漁獲していない。枠の半分程度の漁獲量となった。活魚釣りの時期は来遊もよく、注文数はすぐに採捕できた。一方鮮魚の方は、サイズが小さいためあまり出荷できるものがなかった。

4番：吉田委員

余った枠の繰り越しは可能か。

事務局

島根県全体で10%まで繰り越し可能。

隠岐支庁水産局

今定置漁業にそこそこのサイズが入網しているが、曳き縄では獲れないか。

4番：吉田委員

水温が低いため獲れないだろう。

隠岐支庁水産局

本土では冬場が最盛期となる。本土はまだ2割程度しか枠を消化していないので、隠岐を含め、この時期の大きいサイズを獲ると枠を有効的に消化できる。

4番：吉田委員

去年は獲れるには獲れたが、小さくて出荷できるサイズではなかった。

隠岐支庁水産局

今来遊しているのは、さらに1歳上のまぐろなので、相談しながら漁獲して欲しい。

議長（5番：葛西委員）

他に何かご質問、ご意見ありますか。

全委員

なし。

議長（5番：葛西委員）

それでは、特にないようですので、この諮問案件については異議ない旨答申させていただきます。

(5) 特定水産資源の漁獲可能量管理に係る助言、指導又は勧告に関する運用指針につ

いて（報告）

議長（5番：葛西委員）

議題5は報告事項でございます。特定水産資源の漁獲可能量管理に係る助言、指導又は勧告に関する運用指針について事務局から説明をお願いします。

県庁水産課

- TAC消化率の積みあがりに応じて、県は知事管理分のTACを超えないように段階的に管理する必要がある。管理段階を3段階に分けたが、詳細は以下の通り。
 - 漁獲量等の公表…漁獲量の総量が、TACを超えるおそれがあると認めるときは、漁獲量の総量を公表する。
 - 助言、指導又は勧告…漁獲量の総量がTACを超えるおそれが大きいと認めるときは、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。
 - 採捕の停止等…漁獲量の総量がTACを超えている、又は超えるおそれが著しく大きいと認めるときは、期間を定め、採捕の停止等の必要な命令をすることができる。
- 2段階目の助言、指導又は勧告は行政指導に該当するため、行政手続法に基づき行政指導指針を定め、これに沿った助言等を行う必要があり、今回の議案はその素案を作成した段階。
- 今後はこの素案を基にパブリックコメント等で関係者の意見も踏まえながら指針を作成する。
- 素案の内容は、漁業種類や魚種ごとの消化率に応じて助言、指導又は勧告を実施するというもので、管理年度末日までに漁獲量の総量がTACを超えない見込みである場合は助言等を行わない。また、くろまぐろについては、ガイドラインに沿って作成する。

議長（5番：葛西委員）

何かご質問、ご意見ありますか。

隠岐支庁水産局

今まで資源管理として行ってきた内容を明確化したもの。

議長（5番：葛西委員）

他に何かご質問、ご意見ありますか。

全委員

なし。

議長（5番：葛西委員）

それでは議題5の審議を終了する。

(3) 知事許可漁業の制限措置等及び許可の有効期間について（諮問）

議長（5番：葛西委員）

議題3は諮問事項でございます。知事許可漁業の制限措置等及び許可の有効期間について事務局から説明をお願いします。

事務局

島根県知事から諮問文が届いておりますので読み上げます。

～諮問文を朗読～

- 漁業法改正に伴い、制限措置の内容等は、許可発給前に定める必要があるが、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で定めることとなっている。
- 県内いか釣り漁業は昨年10月海区で議題に挙げたが、今回の諮問で令和3年度漁期の県外いか釣り漁業の許可について定める。
- 制限措置の内容は従来通り。小型いか釣り漁業（けんさきいか、やりいか）は、自動いか釣り機を使用せずにけんさきいか及びやりいか採捕を目的とした漁業のこと。
- 令和3年漁期許可上限隻数は、現在島根県が県外いか釣り漁業向けに設定している隻数と同数。
- 資格は、前年度に実績のある漁業者又は、島根県が許可を認めている13道県の漁業者で、両県で調整が図られた漁業者。
- 許可を申請すべき期間は規則上1カ月以上としているが、操業時期を逸したり、漁業経営に著しい支障を及ぼす場合にはこの限りではないとされているため、操業の時期を逸しないよう今年の申請期間は3月15日から4月2日までとする。
- 漁期途中の新規許可要望があった場合は、上記理由に加え、要望の有無は現時点で不明であることから、関係道県との間で調整が図られた日から1週間程度を申請期間とする。
- 許可の有効期間は、関係道県との間で毎年許可隻数を調整する必要があるため、従来通り令和3年5月1日から令和4年4月30日までの1年間とする。

議長（5番：葛西委員）

何かご質問、ご意見ありますか。

4番：吉田委員

近年、県外いか釣り船は島後に入港していないだろう。

事務局

最近の実績がない。いか自体が不漁で、隠岐に出漁してまでいか釣りをを行う者が少ないのかもしれない。

7番：濱田委員

陸揚げする者の名簿があったような気がする。また、以前は陸揚げにあたり賦金を徴収していたか

と思う。

隠岐支庁水産局

相手漁協や団体から島根県の漁協へ陸揚げ同意を求める書類の提出があり、同意した船を許可している。ただし鳥取県と山口県は近いので陸揚げ同意がない船もある。賦金があったかどうかは、漁協同士でのやり取りであろう。

4番：吉田委員

10マイル以内で集魚灯の点灯を行い、違反する可能性もあったためだろう。

議長（5番：葛西委員）

他に何かご質問、ご意見ありますか。

全委員

なし。

議長（5番：葛西委員）

それでは、特にないようですので、この諮問案件については異議ない旨答申させていただきます。

8番：長府委員

一言言わせてほしい。文字が小さいのと、ページ番号が記載していないものがあるため読みづらい。

事務局

申し訳ない。次回から修正する。

(4) 島根県漁業調整規則の改正について（諮問）

議長（5番：葛西委員）

議題4は諮問事項でございます。島根県漁業調整規則の改正について事務局から説明をお願いします。

事務局

島根県知事から諮問文が届いておりますので読み上げます。

～諮問文を朗読～

4月1日から、県の組織改編により地方機関の名称が変更となった。今回の規則改正箇所は、その名称の変更のみ。

議長（5番：葛西委員）

何かご質問、ご意見ありますか。

全委員

なし。

(その他) 島根県漁業の動向について

事務局

- 島根県の総漁獲量は8万9千トン・総生産額は155億円とともに平年並みだが、漁獲量、生産額ともに減少している。減少の原因はまき網で漁獲されるマアジ、サバ類の不漁と考えられている。
- 漁業種類別では、まき網が量で約8割、金額では44%を占めている。
- まき網漁業は漁獲量が7万2千トン、生産額は68億3千万円。このうち中型まき網漁業の漁獲量は6万4千トン、生産額は57億円で、1船団あたりの漁獲量と金額はともに平年並み。
- 沖合底びき網漁業は漁獲量が3千百トン、生産額は15億7千万円。令和元年に操業統数の減少

があり、漁獲量・金額ともに減少した。1船団あたりでみると、漁獲量は630トン、金額は3億1千万でともに平年並み。

- 小型底びき網漁業は漁獲量3千4百トン、生産額は15億4千万円。1隻あたりでみると漁獲量は86トン、生産額は3千9百万円となり、ともに平年並み。
- 定置網漁業の漁獲量は、5千百トン、生産額は18億3千万円でともに平年並み。隠岐地区ではブリ、マアジ、スルメイカが平年を下回り、総漁獲量としても平年を下回った。
- 釣り・延縄の漁獲量は775トン、生産額は6億3千万円でともに平年を下回った。近年、漁獲量が減少傾向にあるのは、漁業者の減少が原因であると考えられている。隠岐地区では、キントキダイ類が平年を上回ったが、ブリ、カサゴ、メバル類が平年を下回り、総漁獲量では平年並み。
- イカ釣り漁業の漁獲量は435トン、生産額は4億円とともに平年を下回った。魚種別に見ると、スルメイカは平年並み、ケンサキイカは九州地方から日本海の広範囲で記録的な不漁となった去年に続き不漁。またヤリイカについても平年を下回る結果。

議長（5番：葛西委員）

何かご質問、ご意見ありますか。

4番：吉田委員

けんさきいかの今年の見込みはどうか。ここ2年ほど漁獲がほとんどないのだが。

事務局

秋以降に漁獲されるブドウイカの系群が減少している。減少の原因は、本来日本海に來遊する群れが太平洋へ行ったのではないかとされている。

7番：濱田委員

温暖化で海流が変化したのかもしれない。

事務局

それもあろう。

議長（5番：葛西委員）

他に事務局のほうで何かありますか。

事務局

ありません。

議長（5番：葛西委員）

これをもちまして委員会を終了します。

閉会宣言

県職員として委員会に出席した者の職氏名

県庁水産課	主任技師	竹谷 万理
隠岐支庁水産局	局長	為石 起司
隠岐海区漁業調整委員会事務局	事務局長	池田 博之
	書記	武田 健二

以上ここに会議の顛末を記し、その相違無きを認証するためにここに署名する。

議長（5番：葛西委員）

議事録署名者

9番

議事録署名者

10番